

土木工事における週休２日促進工事（交替制）実施要領

1 目的

休日に作業が必要な工事において、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保できるよう各企業の施工体制等の実情を踏まえ、本要領により「週休２日促進工事（交替制）」として実施することで、建設現場における週休２日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

原則全ての土木工事（一般土木工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事）を対象とする。

24時間体制で作業が必要となる工事や、緊急性が高い維持工事、災害復旧工事、現場条件、供用までの制約があり、現場閉所が困難な工事を対象とする。

「週休２日促進工事(交替制)特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合等、週休２日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて７日間未満の工事

3 適用日

令和７年２月14日以降に入札の公告又は見積りの通知を行う、交替制による全ての工事に適用する。

4 用語の定義

(1) 週休２日（交替制）

ア 月単位の週休２日（交替制）とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休２日（交替制）とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、受注者の責によら

ず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 4 週 8 休以上

ア 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

イ 通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

5 発注方式

受注者希望方式

受注者希望方式とは、受注者が工事着手前に、発注者に対して月単位の週休 2 日（交替制）又は通期の週休 2 日（交替制）の希望の有無を協議した上で取り組む方式。

6 実施手順

(1) 設計書作成時

ア 発注者は「週休 2 日促進工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。

イ 設計書に「週休 2 日促進工事(交替制)特記仕様書」を添付する。

(2) 受注者決定後

ア 受注者は、施工条件を踏まえて「月単位」又は「通期」の希望の有無を決定し、打合せ簿により監督員と協議を行う。

イ 交替制による週休 2 日取得の確認方法を受発注者で決定する。

(3) 施工中

ア （月単位の場合）監督員は適宜、休日率により達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

(4) 現場完了以降

監督員は、休日率により達成状況を確認する。

ア 「月単位」を希望して「月単位」の 4 週 8 休以上を達成した場合は、「月単位」の週休 2 日補正係数に設計変更する。

イ 「通期」を希望して「通期」の 4 週 8 休以上を達成した場合は、「通

期」の週休2日補正係数に設計変更する。

ウ 「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合、「月単位」を希望せずに「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数に設計変更する。

エ 「通期」の4週8休に満たない場合は、補正を行わない。

(5) 竣工検査

ア 工事完成検査において、検査職員は休日率により達成状況を確認するものとする。

イ 発注者は工事成績評定において、受注者から提出された休日取得実績表（任意様式）に基づき、以下により評価を行う。

（ア）月単位の週休2日（交替制）を達成した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、達成できていない場合は減点しない。

（イ）施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行った場合、評価対象項目に○を付し「工程管理」項目を評価する。

（ウ）工程管理に係る積極的な取組が見られた場合、評価対象項目に○を付し「工程管理」項目を評価する。

【工事成績の評価内容の一覧表】

一般監督員	創意工夫	月単位の週休2日を達成（交替制）	+ 0.4点 (+ 1.0点)
	工程管理	施工計画書に定めた休日予定のとおり休日を確保	評価対象項目に○を付し評価
検査職員	工程管理	工程管理に係る積極的な取組が見られた	評価対象項目に○を付し評価

7 その他

運用の詳細

(1) 達成状況の確認に関しては「達成状況確認の詳細（交替制）」を参照すること。

(2) 補正対象、補正係数に関しては「週休2日補正係数一覧表（共通）」を参照すること。